



山形曹洞宗青年会より寄附金

山形曹洞宗青年会最上支部寒修行会参加者一同(田中裕道代表より、寒修行で托鉢された浄財の寄附の申し出がありました。これを受けて寄附者の意志に基づき、町社会福祉協議会に18,760円を寄附いただきました。ありがとうございました。

金山町消防団春季消防演習

町民の皆様のご声援をお待ちしています。

■期日 4月29日(土) 昭和の日
■場所 町民グラウンド、七日町通り、金山川河川敷

■内容 8時30分 演習開始
9時30分 アトラクション
11時10分 分列行進
11時50分 一斉放水

■町民税務課 くらし安全係

☎ 5212111 (内線246)

神室ダムサイレン吹鳴

神室ダムの管理演習を下記日時にを行う予定です。当日は、金山川沿

いの各警報局においてサイレンを数回鳴らします。火事など間違われませんようご理解とご協力の程よろしくお願いたします。

※気象状況によっては、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■期日 5月12日(金)

■時間 午前9時から午後5時
■最上総合支庁河川砂防課

☎ 2911410

山形県消費生活サポーター募集

県では消費生活に関する啓発ボランティアとして「山形県消費生活サポーター」を募集しています。

■応募資格

次の①～③の全てを満たす方
①消費生活や消費者問題に関心のある方
②満20歳以上で県内在住の方
③県が開催する研修会に参加できる方

■申込期限 5月24日(水)

■山形県消費生活センター

☎ 023163013237

山形県看護協会「健康まつり」開催

■日時 5月13日(土) 10時～15時
■場所 山形県看護協会会館

■内容

①1日まちの保健室(測定・相談コーナー、体験コーナー、白衣を着ての記念撮影等)

②講話(より健康な生活のための簡単なレシピ、全ての健康の源お口の大切さについて)

■山形県看護協会

☎ 023168518033

「危険物取扱者免状」並びに「消防設備士免状」の写真書換え

消防法令では、危険物取扱者・消防設備士の義務として免状交付の日から10年以内ごとに写真の書換えをしなければならぬ規定となっております。また、写真の書換えをされていない方は、速やかに手続きをされるようお願いいたします。

「危険物取扱者試験」の実施

■種類 甲類、乙類、丙類

■期日 ①前期 7月15日(土)
②後期 11月11日(土)

■会場 新庄神室産業高校

■申込 ①前期 5月29日(月)～
②後期 9月25日(月)～

■消防試験研究センター山形支部
☎ 023163110761

各種就学資金の貸し付け

山形県社会福祉協議会では、各資格取得をサポートし、県内での人材確保を目指すものです。

■対象資格

①介護福祉士 ②社会福祉士
③保育士

■貸付内容

①月額5万円 ②入学準備金20万円
③就職準備金20万円

※すべて無利子での貸し付け。保育士のみ2年間を限度とします。

■返還免除

卒業後、5年間継続して当該仕事に従事すると全額返還免除になります。

■申込期限 5月19日(金) 必着

■山形県福祉人材センター

☎ 023163317739

登録販売者国家試験対策講座

■日時 5月11日(木) から原則毎週木曜日 13時40分～

■会場 新庄コアカレッジ

■申込 左記まで直接お問い合わせ下さい。

■新庄コアカレッジ
☎ 2912121

金山町街並みライトアップ 『こころにあかり、灯します。』

4月29日(土) ～ 10月31日(火)

手づくりの吊行灯から放たれる柔らかくあたたかい光が、まちを照らします!



今年度はライトアップの範囲を拡大。「内町お寺通り」と「七日町役場前から国道13号線まで」が新たに優しい光に包まれます。

散策してみよう! / 大堰・大堰公園 きごころ橋 マルコの蔵 蔵史館 交流サロンぽすと 街並み交流広場 十日町通り

今は一部の公共施設を中心に行っている街並みライトアップ。より多くの町民の皆さんと共にあかりをつくり、愛着の感じる光を金山全体に広げていきましょう!

=問合せ先= ●協力：東京都市大学工学部建築学科 小林茂雄ゼミ ●産業課商工観光交流係 ☎ 52-2111 (内線405)

『消しましょう その火その時 その場所で』 春季火災予防運動

4月9日(日) ～ 4月22日(土)

4月16日(日)～4月22日(土)の期間は、朝夕7時に各地区のサイレンが鳴ります!

住 宅防火 いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣! 4つの対策!

- 3つの習慣
 - ①寝たばこは、絶対やめる
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 4つの対策
 - ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
 - ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
 - ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

=問合せ先= ●火事と救急、救助は ☎ 119 ●消防に関する相談事は ☎ 52-2913 ☎ 22-7521 ●消防情報サービス(災害の問い合わせ等) ☎ 0180-99-2345